

※月 2 回発行

2024 年 11 月 22 日号(No.430)

I. 重要法令等の解説

1. 「両用品目輸出管理規制条例」、「両用品目輸出管理規制リスト」

森・濱田松本法律事務所
中国プラクティスグループ
<https://www.mhmjapan.com/>

本号編集責任者：江口 拓哉

II. 注目法令等の紹介

1. 「税関輸出入貨物徴税管理規則」
2. 「工業及び情報化分野データ安全事象緊急対応策（試行）」
3. 「外国投資家の上場会社に対する戦略的投資管理規則（改正）」

III. その他の法令等一覧

I. 重要法令等の解説

1. 「両用品目輸出管理規制条例」¹

国務院 2024 年 9 月 30 日公布、2024 年 12 月 1 日施行

「両用品目輸出管理規制リスト」²

商務部、工業と情報化部、税関総署、国家暗号局 2024 年 11 月 15 日公布、2024 年 12 月 1 日施行

執筆担当：沈 陽、井村 俊介

中国の両用品目輸出管理規制条例（以下「本条例」という。）が、2024 年 9 月 30 日に公布された。

本条例は、両用品目（デュアルユース品）に関する輸出管理について、2020 年 12 月に施行された輸出管理規制法³の規定をベースに、その具体的な制度内容や運用のルールを定めた法令である。内容としては、中国原産の両用品目、その組込品やそれを利用して国外で製造された両用品目の「再輸出」規制に関するルールの制定、エンドユーザー・エンドユースに関する管理の強化、特に、検証への非協力などで当局が確認できなかったエンドユーザー等を記載する「注視リスト」の制定など、輸出管理規制法には規定されていなかった新たな内容も追加されており、実務に大きな影響を及ぼすものと考えられる。

本条例についての詳しい解説について、弊所が 11 月 6 日に発行したニュースレター「[中国の両用品目輸出管理規制条例について](#)」も参照されたい。

また、本条例の施行に合わせて、11 月 15 日に、「両用品目輸出管理規制リスト」（以下、「本リスト」という。）も公布された。輸出管理規制品目である両用品目の

¹ 原文「两用物項出口管制条例」

² 原文「两用物項出口管制清單」

³ [本ニュースレターNo.339（2020年10月30日発行）](#) をご参照ください

種類はこれまでと変更はないが、産業分野、品目の類型等に基づき、新たに輸出管理番号で区分して管理する実務になった。

本条例及び両用品目輸出管理規制リストは、いずれも 2024 年 12 月 1 日から施行される予定である。

(1) 適用対象

本条例は、両用品目に対する輸出管理規制に適用される（2 条 1 項）。このほか、輸出管理規制法に規定される「その他の国の安全及び利益の維持保護、拡散防止等の国際義務の履行と関連する貨物、技術、サービス等の品目」に対する輸出管理規制についても、本条例が適用される（47 条 1 項）。

(2) 両用品目管理規制リスト及び臨時管理規制

本条例では、規制対象品目のリストである両用品目輸出管理規制リストの制定、調整等に関する規定が置かれている（11 条）。これを受けて、本条例の公布後、2024 年 11 月 15 日に商務部等により本リストが公布された。これまで、複数の行政法規の付属文書及び商務部の公告に分散して規定されていた輸出管理規制対象品目⁴は、今後本リストにより統一的に管理され、これらの付属文書及び公告は廃止される。また、これまで各規制対象品目は、行政法規の規制対象の種類⁵によって分類され、参考として税関商品番号（HS コード）が記載されていたが、本リストでは、新たに、10 の産業分野（一桁目）⁶、5 つの品目種類（二桁目）⁷、7 つの制裁理由（三桁目）⁸によって、規制対象品目を分類し、当該分類番号・文字を含む 5 桁の輸出管理用の番号をつけて管理するようになった⁹。本リストは、当面、従来の輸出管理規制対象品目の内容から変更されていないが、今後継続して検討、調整される予定である¹⁰。

また、両用品目輸出管理規制リスト以外の品目については、臨時管理規制を実施することができる（12 条）。

(3) 輸出許可等

本条例では、輸出許可について、①個別許可、②包括許可及び③情報を登録記入す

⁴ 各行政法規の付録及び商務部の公告を取りまとめたものとして、「両用品目及び技術輸出入許可証管理目録」が毎年更新されていた。

⁵ 原子力関連両用品、生物両用品、管理規制化学品、ミサイル関連品目、麻薬前駆体、特殊両用品目、商用暗号等

⁶ ①専用材料及び関連設備、化学製品、微生物及び毒素、②材料加工、③電子、④コンピューター、⑤電信及び情報安全、⑥センサー及びレーザー機器、⑦ナビゲーション及び航空電子、⑧船舶、⑨航空宇宙及び推進、⑩その他

⁷ A. システム、設備及び部品、B. テスト、検査及び生産設備、C. 材料、D. ソフトウェア、E. 技術

⁸ ①通常武器関連、①大量破壊兵器輸送機関連、②核不拡散関連、③化学及び生物武器関連、④管理規制化学品関連、⑤臨時管理規制、⑥その他国家安全要素関連

⁹ 本リストで規定する分類番号が 5 桁の構造から成り、一桁目が 10 の産業分野、二桁目が 5 つの品目種類を表している点は米国輸出管理規則 (Export Administration Regulations) の規制品目リスト (Commerce Control List) に記載される品目分類番号である ECCN (Export Control Classification Number) と、ほぼ一致している。

¹⁰ 本リストについて商務部報道官による記者会見 https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyth/art/2024/art_e1930a8010fe4ef8a2a2c89df1a7b812.html

る方式による輸出証憑の3種類に分けて、その取得手続、取扱い等について規定している。

③の情報を登録記入する方式による輸出証憑の取得という方法は、本条例により新たに規定された制度である。両用品目の検査修理、試験、検査測定や展示会に出展するための国外への輸出及び中国へ輸入後の返送、又は民間用航空機の部品の補修やその予備部品の輸出等について、輸出する都度、国务院商務主管部門において登録手続を行い、規定に従い関連情報を記入して輸出証憑を取得した後、輸出証憑に基づいて自ら輸出を行うことが認められるという例外的な措置として実施される（15条4項）。

また、本条例は、両用品目輸出許可の申請についての審査期間は、原則として、商務主管部門が申請を受理した日から45営業日以内と規定している。一方、商務主管部門が国务院等に対して承認を求める場合や鑑別、専門家意見の諮問、又は輸出事業者、エンドユーザーに対する実地検証を行う必要がある場合、上記審査期間に含めない（17条）。

(4) 注視リスト

輸出管理規制法では、商務主管部門は、エンドユーザー及びエンドユースに対する評価、検証を行うことができるとされている（輸出管理規制法17条）。本条例では、エンドユーザー、エンドユースについて商務主管部門が検証を実施する際に、輸入業者、エンドユーザーが所定の期限内に検証に協力せず、関連証明資料を提出しなかったことにより、両用品目のエンドユーザー、エンドユースを確認することができなくなった場合には、商務主管部門は、関連する輸入業者、エンドユーザーを注視リスト（原文「关注名单」）に載せることができると新たに規定した（26条1項）。

輸出事業者は、注視リストに記載された輸入業者ないしエンドユーザーに両用品目を輸出する場合、①包括許可を申請したり、情報を登録記入する方式による輸出証憑を取得することが禁止され、②個別許可申請時に、かかる輸入業者、エンドユーザーについてのリスク評価報告書の提出義務が課され、③審査期間（45日）の制限が適用されない等の不利益を受ける（26条2項）。

(5) 「再輸出」規制に関する規定

本条例49条では、国外の組織及び個人が中国の国外において特定の仕向国及び仕向地域、特定の組織及び個人に対して次に掲げる貨物、技術及びサービスを移転し、提供する場合には、商務主管部門は、関連事業者に本条例の関連規定を参照して実施するよう要求することができると規定している。

- ① 中華人民共和国を原産とする特定両用品目を含有し、統合し、又は混合して国外で製造された両用品目¹¹

¹¹ 本条例では、米国法におけるいわゆる「デミニミス・ルール」のような、組込品に特定両用品目が占める割合については今のところ明確に定められていない。今後さらに明確化されることが期待される。

- ②中華人民共和国を原産とする特定技術等の両用品目を使用して国外で製造された両用品目
- ③中華人民共和国を原産とする特定両用品目

本条により、中国以外の国から別の外国・地域等に向けた中国原産品等の両用品目の移転・提供、すなわち「再輸出」について、一定範囲において、本条例の域外適用が可能となったと考えられる。今後の立法及び運用実務によっては、日本企業を含む中国国外の企業に大きな影響を及ぼす可能性がある。

(6) 罰則の強化

本条例では、輸出事業者、関連サービスの提供者に対して、様々な報告義務を課しているが、これらの報告義務に違反した場合の罰則を新設した(40条)。また、本条例では、輸出管理規制に違反する行為の教唆、幫助行為についての罰則も設けられた(41条)。

(全 50 条)

II. 注目法令等の紹介

1. 「税関輸出入貨物徴税管理規則」¹²

税関総署 2024年10月28日公表 2024年12月1日施行

執筆担当：張超、五十嵐充

税関総署は、「税関輸出入貨物徴税管理規則(2018年改正)」(以下「旧規則」という。)の改正草案の起草と意見公募を経て、正式に本規則を制定し、かつ公布した。本規則は、関税徴収管理を強化するため、関税法に基づき制定されたものであり、本規則による主な変更点は以下のとおりである。

- ①納税主体の名称等、旧規則において規定されていた各名称を「関税法」で規定された名称に統一する形で変更(「納税義務人」から「納税人」に変更)している(1~3条、5条)。これによって「関税法」で定める名称との齟齬を解消した。
- ②越境電子商取引において、輸入貨物について受取人が、輸出貨物については出荷者が納税人として納税義務を有すること及び越境電子商取引のプラットフォーム等が源泉徴収義務を負うこと等を明確にした上(4条)、税関及びその職員は納税人及び源泉徴収者の営業秘密、個人情報、プライバシー等の秘密保持義務を有する旨を明確にした(6条)。
- ③納税率と為替レートの基準日について、旧規則では輸出入申告の申告受領日と規定

¹² 原文「海关进出口货物征税管理办法」

されていたが、本規則では申告完了日と修正された(14条)。また、旧規則に定められた従価税と従量税の計算公式に加え、本規則では複合課税方式(従価税と従量税の両方を同時に採用した課税方式)に基づく納税額の計算公式と輸入段階における増値税・消費税の納税額の計算公式を増設した(17条)。

- ④納税期限に関する諸規定を明確にした。例えば、税関が納税額を確認する権限を有する期限、納税者による過剰納付額の還付申請期限及び税関による過少納付に対する追徴期限をそれぞれ3年とした(55条、58条、62条)。また、不可抗力等により納税人が期限までに納税できない場合の延長期間の上限を6ヶ月とした(23条)。

(全84条)

2. 「工業及び情報化分野データ安全事象緊急対応策(試行)」¹³

工業情報化部 2024年10月29日公布 2024年11月1日施行

執筆担当：崔 俊、森 規光

データ規模の拡大とデータの流動性の高まりに伴い、データ安全事象(いわゆるインシデント)に対する緊急管理体系の構築の必要性が高まっていることを背景に、工業情報化部は、「工業及び情報化分野データ安全事象緊急対応策(試行)」(以下「本対応策」という。)を公布した。

本対応策では、データ安全事象が影響を及ぼす範囲と危害の程度に基づき、データ安全事象を特別重大、重大、比較的大きい及び一般的の4つのレベルに分類し(別紙1)、この分類に応じて、それぞれⅠ級、Ⅱ級、Ⅲ級及びⅣ級といった四つの対応措置を規定している(4.1条)。例えば、100万人以下の個人情報の漏えいが発生した場合、一般的な安全事象に該当し(別紙1の4条4号)、この場合、Ⅳ級の対応措置(即ち、当該データ処理者は、業界のデータ安全保護に関する政策基準に従い、速やかに有効な措置を講じて事件を処理し、データ安全保護を強化する)を取る必要がある(4.4.4条)¹⁴。また、本対応策では、行政機関内におけるデータ安全事象の緊急対応業務の組織体系に加えて、データ処理者(すわなち、通常の企業等)に対して、自社のデータ安全事象の予防、監視、緊急対応、報告等の実施とともに、自社のデータ安全事象緊急対応計画を策定を要求している。そのため、データ安全事象の予防や発生時の対応という観点から、本対応策に即した措置の実施を検討することが必要と考えられる。

(全8条)

¹³ 原文「工業和信息化领域数据安全事件应急预案(试行)」

¹⁴ 安全事象が、特別重大、重大又は比較的大きいレベルに分類された場合、直ちに、地方業界監督管理部門への報告義務が定められている一方で(4.2条)、一般レベルに分類された場合、このような報告義務が規定されていない。

3. 「外国投資家の上場会社に対する戦略的投資管理規則（改正）」¹⁵

商務部等 2024年11月1日公布 2024年12月2日施行

執筆担当：張 雪駿、水本 真矢

「外国投資家の上場会社に対する戦略的投資管理規則」が2005年に公布・施行されてから600社以上の中国の上場会社に対する外国投資家による戦略的投資が行われた¹⁶。この度、外商投資法、会社法等の制定・改正とあわせて、より多く優良な外資による上場会社投資を誘致し、中国の産業高度化と資本市場の健康発展を推進するため、商務部等は本規則の改正法を公布した。改正の要点は以下のとおりである。

(1) 外国投資家の範囲の拡大

現行法上は本規則の対象となる外国投資家とは外国企業及びその他組織をいうとされているが、改正法により、外国自然人も対象とされる（3条1項）。

また、外国投資家については適格要件が定められているが、適格要件のうちの資産要件について、上場会社の支配株主となる場合を除き、「正味資産総額が5,000万米ドルを下回らず、もしくは管理する正味資産総額が3億米ドルを下回らないこと」とされ、金額要件が引き下げられたほか、中国国内の資産も加味することができるとされた¹⁷（一方、上場会社の支配株主となる場合は、従来の資産要件が維持されている。）。

(2) 戦略的投資方式の増加

本規則の対象となる戦略的投資の方式について、これまでは協議譲渡と新株割当とされていたが、改正法により公開買付が追加される（2条）。また、協議譲渡及び公開買付の最低取得比率は、発行済株式の5%に引下げられ、新株割当の最低取得比率は廃止される（11条ないし15条）。加えて、戦略的投資の際の取得株式の対価について、外国投資家が保有する国外の会社の持分又は外国投資家自身が発行する新株も利用することができるとされる（7条）。ただし、協議譲渡の場合の対価は外国上場会社の株式に限定される。他方、新株割当及び公開買付においては外国非上場会社の持分・株式を対価とすることも認められる¹⁸。

(3) 譲渡禁止期限の短縮

現行法上、戦略的投資後の譲渡禁止期間は3年間とされているが、改正法では12ヶ月間に引下げられる（10条1項）。ただし、その他法令においてより長い譲渡禁止期

¹⁵ 原文「外国投资者对上市公司战略投资管理办法（修订）」

¹⁶ 商務部等六部門による「外国投資家の上場会社に対する戦略的投資管理規則」に関する記者会見（https://www.mofcom.gov.cn/syxwfb/art/2024/art_32d82132eb3e439fa21c5651c3e31a21.html）

¹⁷ 現行法上は「正味資産総額が1億米ドルを下回らず、もしくは管理する正味資産総額が5億米ドルを下回らないこと」であり、中国国外の資産で判断することとされていた。

¹⁸ なお、「外国投資者の国内企業買収に関する規定」では、外国投資者が持分・株式を対価として中国国内の会社を買収する場合、対価は原則として外国上場会社の株式のみ認められている（28条）。

間が規定されている場合はそちらに従うことになると考えられる¹⁹。適格要件にみたさない外国投資家が虚偽陳述等によって違法に戦略的投資を行った場合、譲渡禁止期限は、当該外国投資家が適格要件に満たした時点から起算する（3条2項）。

(4) 審査認可手続きの廃止

現行法によれば、戦略的投資を行う場合、商務部に関連申請文書を提出して、審査認可を受けなければならない。改正法では、かかる審査認可手続きを廃止し、戦略的投資実施後、商務主管部門に投資情報を提出すれば足りるとされる²⁰（12条ないし15条）。なお、戦略的投資後、外国投資家の保有株式が累計5%を超えて変化し、又は外国投資家の支配関係が変化した場合（戦略的投資家により新たに支配株主になる場合等）、あわせて商務主管部門に関連の情報を提出しなければならない（19条）。かかる投資情報の提出は、「外商投資法」及び「外商投資情報報告規則」等の規定により行う必要がある（30条）。

(全36条)

III. その他の法令等一覧

2024年10月15日から2024年11月4日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである（上記にて取り扱った法令等を除く。）。

1. 「『海外進出』における税収ガイドライン（2024年改正版）」
（原文：“走出去”税収指引（2024年修订版））
（国家稅務總局、2024年10月17日公布、2024年10月17日施行）
2. 「再生銅及び銅合金原料、再生アルミニウム及びアルミニウム合金原料の輸入管理に関する事項の規範化に関する公告」
（原文：关于规范再生铜及铜合金原料、再生铝及铝合金原料进口管理有关事项的公告）
（生態環境部等、2024年10月21日公布、2024年11月15日施行）
3. 「一部規則の改正に関する決定（税関總署令第273号）」
（原文：海关总署关于修改部分规章的决定（海关总署第273号令））
（税関總署、2024年10月28日公布、2024年12月1日施行）
4. 「商標使用許諾の届出手続に関するガイドライン」
（原文：关于商标使用许可备案程序的指引）
（国家知的財産權局、2024年10月29日公布、2024年10月29日施行）

¹⁹ 商務部等六部門による「外国投資家の上場会社に対する戦略的投資管理規則」に関する記者会見（前掲注16参照。）。例えば、「証券法」75条及び「上場会社買収管理規則」74条によれば、上場会社を買取した場合、譲渡禁止期間は18ヶ月間である。また、「上場会社証券発行登記管理規則」57条2項及び59条によれば、上場会社の董事会が事前に新株発行の対象をすべて確定して、外国投資家による戦略的投資を行った場合、譲渡禁止期間は18ヶ月間である。

²⁰ なお、証券監督管理部門及び証券取引所における登記手続等は必要となる。

5. 「生産・販売中の『有効期限及び製品の技術要求がない』保健食品の集中的証書更新の審査要点」
 (原文：在产在售“无有效期和无产品技术要求”保健食品集中换证审查要点)
 (国家市場監督管理総局、2024年10月30日公布、2024年10月30日施行)
6. 「電子檔案の管理規則」
 (原文：电子档案管理办法)
 (国家檔案局、2024年11月1日公布、2024年11月1日施行)
7. 「安全生産責任保険実施規則（改正意見募集稿）」
 (原文：安全生产责任保险实施办法（修订征求意见稿）)
 (生態環境部、2024年10月15日公表、2024年11月15日まで意見募集)
8. 「公証檔案管理規則（改正意見募集稿）」
 (原文：公证档案管理办法（修订征求意见稿）)
 (司法部、2024年10月22日公表、2024年11月23日まで意見募集)
9. 「税関による出入国手荷物物品に対する監督管理規則（意見募集稿）」
 (原文：海关进出境行李物品监管办法（征求意见稿）)
 (税関総署、2024年10月24日公表、2024年11月24日まで意見募集)

セミナー情報

- セミナー 『日米における対内直接投資規制・対外直接投資規制の最新動向』
 開催日時 2024年11月14日（木）～12月13日（金）配信
 講師 梅津 英明、大川 信太郎
 主催 森・濱田松本法律事務所
 【お申込みに関して】
 会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。
 ※ MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。
- セミナー 『【無料ウェビナー】グローバルプライバシーポリシーとグループ間のグローバルデータ移転契約の整備を解説！～グローバルデータ保護規制対応の実務がわかる～』
 開催日時 2025年1月28日（火）12:00～13:00
 講師 田中 浩之
 主催 BUSINESS LAWYERS／弁護士ドットコム株式会社

文献情報

- 本 『グローバルデータ保護法対応 Q&A100』
- 出版社 株式会社中央経済社
- 著者 田中 浩之（編著）
梅津 英明、竹内 哲、園田 観希央、石川 大輝、森 規光、鈴木 幹太、西尾 賢司、細川 怜嗣、石田 渉、北山 昇、嶋村 直登、御代田 有恒、呂 佳叡、千原 剛、輪千 浩平、井上 ゆりか、大川 信太郎、毛阪 大佑、二神 拓也、松本 亮孝、岩佐 勇希、大林 尚人、佐藤 凌太、澤 和樹、塩崎 耕平、城戸 賢仁、市川 雄一、蘇 春維、紀 鈞涵（共著）

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、児玉祐基、森琢真、吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、張雪駿、沈暘

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1
丸の内パークビルディング
TEL : 03-5220-1839
FAX : 03-5220-1739
✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号
恒生銀行大廈 22 階 200120
TEL : +86-21-6841-2500
FAX : +86-21-6841-2811
✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京發展大廈 316 号室 100004
TEL : +86-10-6590-9292
FAX : +86-10-6590-9290
✉ beijing@mhm-global.com